

指定給水装置工事事業者指定申請について

水道法に基づき、大町市に指定給水装置工事事業者の指定を申請しようとする事業者は、下記事項を確認のうえ申請手続きを行って下さい。

◆申請書類

①指定給水装置工事事業者指定申請書 様式第1-1、1-2

②機械器具調書 別表

上記調書に記載した器具の写真一覧表を添付してください。（任意の様式、写真には「器具名と撮影日」が記載された看板等を入れ撮影すること。）

③誓約書 様式第2

④大町市が確認する3項目のための様式 確認用様式

[記入上の注意]

- ・ 申請者
法人名等記入して下さい。印は法人においては社印及び代表者印を押印して下さい。
個人においては認印を押印して下さい。また、屋号がある場合は記入して下さい。
- ・ 役員
登記事項証明書に記載された役員名を記入して下さい。
- ・ 事業の範囲
法人においては、定款等に定める事業を記入して下さい。個人においては業務内容を記入して下さい。給水装置工事を行う者であることを確認します。
- ・ 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称
給水区域とは大町市内を指しますが、事業所（店舗）の所在地は市内市外を問いません。また、事業所とは給水装置工事の拠点となる場所を指します。

◆添付書類

法人と個人では次のとおり異なります。（申請書類と一緒に提出して下さい）

[法人の場合]

⑤定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）原本、給水装置工事主任技術者免状の写し

[個人の場合]

⑥住民票の写し、給水装置工事主任技術者免状の写し

◆申請後について

- ・ 申請書類を審査した結果、適合していると認められた場合には「大町市水道指定給水装置工事事業者証」を交付します。交付日（事前に電話等で予定調整させていただきます）には条例等工事関係の説明を行いますので担当者の出席をお願いいたします。
- ・ 指定を受けた日から2週間以内に主任技術者の届出が必要になります。⑦給水装置工事主任技術者選任届出書 様式第3に主任技術者免状等の写しを添付し提出してください。

◆指定給水装置工事事業者証交付手数料

- ・ 5,000円（指定証交付時に納付ください。）